

社会福祉法人姫路市社会福祉事業団役員等の報酬等に関する規程

(平成29年 6月28日制定)

改正 令和 5年 6月23日

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人姫路市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）の評議員及び役員（以下「役員等」という。）の報酬等について、必要な事項を定めるものとする。

(役員等の報酬等)

第2条 常勤理事（勤務日の定めのある理事をいう。以下同じ。）には、報酬及び通勤手当を支給する。

2 評議員及び非常勤役員（以下「非常勤役員等」という。）には、職務の執行に応じた報酬を支給する。

(常勤理事の報酬等の額及び支給方法)

第3条 常勤理事の報酬の額は、次の各号による区分に応じて定める額の範囲内で、姫路市と協議の上、当該理事の勤務形態等を考慮して理事会において決定する。

(1) 理事長 年額6,780,000円

(2) 常務理事 年額4,440,000円

2 通勤手当の額は、社会福祉法人姫路市社会福祉事業団職員給与規則（昭和52年事業団規則第3号。以下「職員給与規則」という。）の規定により算定した額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、姫路市から派遣された常勤理事の報酬等については、姫路市職員給与条例（昭和29年姫路市条例第18号）の適用を受ける姫路市職員の例により算定される給与の額から、当該常勤理事に姫路市から支給される給与の額を控除した額とする。また、事業団職員である常勤理事については、職員給与規則の規定に基づく職員給与を支給し、この規程による報酬

等は支給しない。

4 報酬等の支給方法については、職員給与規則の例による。

(非常勤役員等の報酬の額及び支給方法)

第4条 非常勤役員等の報酬の額は、会議等への出席に応じて日額6,000円とする。ただし、公認会計士又は税理士資格を有する監事が、会計処理、計算書類及び帳簿等を監査する場合には、1日につき80,000円を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、非常勤役員等のうち姫路市職員及び事業団職員である者には、報酬は支給しない。

3 報酬は、会議等に出席した日に支給する。

(費用弁償)

第5条 役員等が業務のため市外に旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額及び支給については、社会福祉法人姫路市社会福祉事業団職員就業規則（昭和52年事業団規則第2号）第33条第2項の規定を適用する。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、役員等の報酬等に関して必要な事項は、理事会が決定する。

附 則

この規程は、平成29年6月28日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年6月23日から施行する。